

各小・中学校長 様

西海市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
部活動の取扱いについて（8 月 4 日時点）

部活動の取扱いについては、令和 2 年 8 月 3 日付け 2 西海学第 3 0 1 号「新型コロナウイルス感染症対策にかかる対応の方針について（8 月 3 日時点）」でお知らせしたところですが、別添（写）のとおり、長崎県教育庁学芸文化課長及び体育保健課長から県立学校における部活動の取扱いについて連絡がありました。

については、本市においても、下記のと通りの取扱いとします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

1 部活動の実施について

部活動においては、「学校の新しい生活様式」の第 3 章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に基づき、十分な新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた上で、実施可とする。

2 大会等の参加について

大会への参加を含めて、合同練習会や練習試合、合宿、演奏会など、他校等との交流は 8 月 4 日から 8 月 3 1 日まで、県内のみとする。

3 部活動実施の留意点

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 部活動の参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 感染症対策の観点から宿泊は伴わない方が望ましいが、宿泊を伴う場合には、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第 1 版）」を参考として、十分な対策を講じること。

- 大会への参加を含めて、合同練習会や練習試合、演奏会、地域行事への参加など、他校等との交流をする場合には、当該地域の新型コロナウイルス感染症の状況も含め参加について判断すること。
- 市外の学校と交流する場合には、当面の間、西海市教育委員会と協議すること。
- 社会体育についても同様の扱いとする。

西海市教育委員会学校教育課 参事 梅木澤 泰江
内線 2621 電話 37-0078
Mail umekizawa-yasue@city.saikai.lg.jp